

技 第 5 5 0 号
平成 2 0 年 1 月 1 1 日

関 係 機 関 様

土 木 部 長
(技 術 管 理 課)

島根県公共工事品質証明実施要領の制定について（通知）

このことについて、島根県公共工事共通仕様書 1 - 1 - 2 4 で品質証明の対象工事について明示しているが、品質証明対象工事（重要又は特殊な工事等）の内容等を取り決めていなかったため、別紙のとおり「島根県公共工事品質証明実施要領」を制定しましたので業務の執行に活用し一層の品質確保に努めて下さい。

なお、関係市町村等へは別途通知していますので申し添えます。

記

- 1 . この要領は、平成 2 0 年 4 月 1 日以降に発注する工事から適用します。
- 2 . 低入札価格調査制度調査対象工事にあつては、下記評価対象項目については工事成績評定時に評価対象から除外すること。
 - 監督員及び主任監督員の《施工体制一般》の評価対象項目
 - 工事証明では品質証明員とその資格が確認でき、品質証明の時期・確認事項が工事全般にわたり、よく把握されている。
 - ②検査員の《施工管理》の評価対象項目
 - 品質証明体制が確立され、有効に機能している。